新潟県条例第６号

新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎マリーナ条例（平成２年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条、第12条、第17条関係）

施設及び使用の区分				使用料算定の基礎	使用料
艇置場	ラック積み保管	上段	ディンギー	専用使用 １隻１年につき	県内　５万4,100円 県外　７万6,900円
		上段	和船(長さ５メートル未満の艇に限る。)		県内　７万7,000円 県外　11万1,400円
		下段			県内　９万9,900円 県外　14万5,600円
	平面保管	長さ５メートル未満の艇			県内　16万700円 県外　23万1,500円
		長さ５メートル以上６メートル未満の艇			県内　19万700円 県外　27万6,600円
		長さ６メートル以上７メートル未満の艇			県内　24万1,700円 県外　35万3,100円
		長さ７メートル以上８メートル未満の艇			県内　28万9,300円 県外　42万4,600円
		長さ８メートル以上９メートル未満の艇			県内　31万6,400円 県外　46万5,100円
		長さ９メートル以上10メートル未満の艇			県内　36万7,600円 県外　54万2,000円
係留施設	小型桟橋			一般使用 １隻１日につき	県内　1,880円 県外　2,830円
	大型桟橋			一般使用 １隻１日につき	県内　3,770円 県外　5,660円
				専用使用 １隻１年につき	県内　40万6,300円 県外　59万4,700円
船具ロッカー				１個１年につき	１万500円
更衣ロッカー	小型ロッカー			１個１日につき	210円
	大型ロッカー			１個１日につき	310円
給電施設				30分までごとに	320円
会議室				午前９時から正午まで　１回につき	2,100円
				午後１時から午後５時まで　１回につき	3,150円
				午前９時から午後５時まで　１回につき	4,190円
シャワー				使用１回につき	210円

備考

１　この表において「専用使用」とは４月１日から翌年の３月31日まで継続して施設を使用する場合をいい、「一般使用」とは専用使用以外の場合をいう。ただし、３月31日まで１月以上継続して施設を使用する場合は、専用使用とみなす。

２　この表において「県内」とは新潟県内に住所を有する者が使用する場合をいい、「県外」とは県内以外の場合をいう。

３　一般使用の場合において、使用時間が２時間未満の場合は、利用料金を徴収しない。

４　艇の長さの測定及び利用料金の算定方法については、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。